

提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名

ガーデンネックレス横浜広報・プロモーション・運営業務委託

2 業務の内容

別紙「業務説明資料」のとおり

3 プロポーザル参加事業者の資格（応募資格要件）

- (1) 参加者は、単独の法人・団体、または共同企業体でそのすべての構成員が次の各号の全てを満たすものとします。共同企業体の場合は、応募時に「共同企業体協定書兼委任状」（「作成要領」様式1-2）を提出することとし、構成員の分担業務を、業務実施体制、人員配置計画（「作成要領」様式4）において明らかにすることとします。なお、共同企業体の構成員は、本提案にあたり同時に2以上の共同企業体の構成員となること、及び、単体企業として提案することはできないものとします。
- (2) 参加者は、横浜市一般競争入札参加者有資格者名簿において、次のアまたはイの条件を満たす者とします。なお、参加意向申出書の提出時点で現に申請中の場合は、受託候補者を特定する期日までに登載が完了していることとします。
ア 営業種目：「広告」（細目：「テレビ、ラジオ」かつ、「新聞、雑誌」かつ、「ウェブ」かつ、「その他」の全てが登録されている者）
または
 営業種目：「その他の委託等」、細目：「その他の委託等（広報PR、パブリシティに関する項目）」が登録されている者。
イ 営業種目：「イベント企画運営等」、細目：「イベント企画」かつ、「イベント運営等」の全てが登録されており、さらに全国規模の園芸イベントの実績がある者。
- (3) 前号の登録に係る同種・類似業務（概ね1日1万人以上の来場者数があったイベントの広報業務等）の実績がある者
※参加意向申出時に同種・類似業務実績を提出してください。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (5) 参加意向申出書の提出期限の日から受託者を決定する期日まで、「横浜市指名停止等措置要綱（令和3年4月1日一部改正）」の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (6) 同一参加者が複数の提案を行うことはできません。
- (7) 提案書の提出以降は、提案内容や評価に影響がでるような業務体制の変更はできません。

4 参加意向申出書等の提出

本要領等に基づきプロポーザル提出の意思について、次により提出をお願いします。
共同企業体での参加の場合は幹事者がとりまとめて提出してください。

- (1) 提出期限 令和7年11月11日（火）午後5時15分まで（必着）

(2) 提出先 ガーデンネックレス横浜実行委員会事務局

担当 小野澤、菅原、中井、北畠

(横浜市みどり環境局戦略企画課ガーデンシティ推進担当内)

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10（市庁舎31階）

（電話番号）045-671-2629

（電子メール）mk-senryakukikaku-gn@city.yokohama.lg.jp

(3) 提出方法 以下のどちらかでお願いいたします。

- ・電子メール（送信後、電話で着信確認を行ってください。）
- ・持参（持参の場合は土曜・日曜・祭日を除き、午前8時45分～午前12時00分、午後1時00分～午後5時15分の間に提出してください。）※ご持参の際は、市庁舎31階南側にお越しいただき、備え付けの電話機にて上記電話番号までご連絡ください。

(4) 提出書類 ① 参加意向申出書（「作成要領」様式1）

② 共同企業体協定書兼委任状（「作成要領」様式1-2）

※共同企業体として参加する場合のみ提出

③ 同種・類似業務の実績（契約書や業務内容が分かる資料）

※共同企業体として参加する場合は、構成企業すべての実績資料をご提出ください。また、書類内容について不明な点などがある場合、担当者より応募者への問合せを行う場合があります。

(5) 提出部数 1部

5 参加資格確認結果通知書・プロポーザル関係書類提出要請書の送付

参加意向申出書を提出した者について、提案者の資格を満たす者であるかを確認し、令和7年11月14日（金）までに、プロポーザル参加資格確認結果通知書（第2号様式）及びプロポーザル関係書類提出要請書（「作成要領」様式8）を電子メールにて送付します。あわせて、参加資格を有する者にはプロポーザル関係資料提出要請書を電子メールにて送付します。（着信確認の返信を必ず行ってください。）

6 質問書（「作成要領」様式2）の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書（「作成要領」様式2）の提出をお願いします。共同企業体の場合は、幹事者が各構成員の質問をとりまとめ、共同企業体として提出してください。質問内容及び回答については、公募型プロポーザル方式において提案資格を満たす者であることを確認した者全員に通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期限 令和7年11月17日（月）午後5時00分まで（必着）

(2) 提出先 ④(2)と同じ

（電子メール）mk-senryakukikaku-gn@city.yokohama.lg.jp

(3) 提出方法 電子メール（word形式で添付してください。また、送信後に電話で着信確認を行ってください。）

(4) 回答送付日及び方法 令和7年11月21日（金）までに回答書（「作成要領」様式9）を電子メールにて送付します。

(5) 電話等での問合せには応じられませんので、質問内容が明確になるように記載してください。

7 提案書の提出

- (1) 提出期限 令和 7 年 12 月 1 日 (月) 午後 5 時 15 分まで (必着)
- (2) 提出先 4 (2) と同じ
- (3) 提出方法
- ・持参 (持参の場合は土曜・日曜・祭日を除き、午前 8 時 45 分～午前 12 時 00 分、午後 1 時 00 分～午後 5 時 15 分の間に提出してください。)
 - ・電子メール mk-senryakukikaku-gn@city.yokohama.lg.jp
(添付ファイル容量を 1 通あたり 6 MB 以下にして送信し、送信後電話で着信確認を行ってください。)
- (4) 提出書類
- ・提案書 (第 5 号様式、「作成要領」様式 3～7)
 - ・参考見積書 (様式は問いませんが、業務説明資料をもとに令和 7 年度 (12 月下旬～3 月 31 日)、8 年度 (4 月 1 日～12 月中旬) に実施する業務項目と金額が分かる内容としてください。)
- (5) 提出部数
- 紙媒体 1 部 電子データ 1 部 (CD - R)
※持参による提出の場合のみ。電子メールによる提出の場合は不要です。
- (6) その他
- ・所定の様式以外の書類については受理しません。
 - ・共同企業体での提案の場合は幹事者がとりまとめて提出してください。
 - ・電子データについてはウイルスチェック済とし PDF 形式で提出してください。
- (7) 申込者が 5 者以上の場合には提案書にて書類選考を行い、最大 4 者を対象にヒアリングを行います。
- 書類選考によりヒアリングの対象として特定されなかったものについては、令和 7 年 12 月 12 日 (金) までに書類選考結果通知書を電子メールにて送付します。(着信確認の返信を行ってください。)
- 書類選考は、ヒアリングと同じ評価基準を用いて評価を行います。

8 提案書の内容

- (1) 提案書 (第 5 号様式) とあわせて、次の項目に関する提案を所定の様式に記入してください。
- ア 参加者の概要 (「作成要領」様式 3)
- イ 業務実施体制、人員配置計画 (「作成要領」様式 4)
- ウ 類似業務実績 (「作成要領」様式 5)
- エ 業務実施方針 (「作成要領」様式 6)
- オ 課題 1、2、3、4 (「作成要領」様式 7-1、2、3、4)
- カ 参考見積 (書式自由) ※詳細は本要領 12 その他 (7) クを参照
- (2) 用紙の大きさは A4 版縦とします。
- (3) 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。
- ア 提案書の記載は文章での表現とし、図表等による説明の補足は自由とします。
- イ 文字は注記等を除き、原則として 10.5 ポイント程度以上の大きさとください。
- ウ 多色刷り可とします。PDF でご提出ください。
- エ 本項 1 号のうちエ、オについては A4 用紙 2 枚以内に収めてください。2 枚を

超えて提出されたものについては採点対象外とします。

9 プロポーザルに関するヒアリング

提案内容に関するヒアリングを行います。

- (1) 実施日時 令和7年12月18日（木）午後を予定
- (2) 実施場所 市庁舎（横浜市中区本町6丁目50番地の10）
- (3) 出席者 実施責任者を含む3名以下としてください。
- (4) ヒアリング内容 ヒアリングは事前に提出していただいた書類を元に10分間のプレゼン・20分間の質疑応答（予定）を行っていただきます。
- (5) その他 時間等詳細については、別途お知らせします。

10 審査委員会

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名称	ガーデンネックレス横浜実行委員会業者選定委員会	ガーデンネックレス横浜広報・プロモーション・運営業務委託評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の選定に関すること	プロポーザルの評価・特定に関すること
委員	みどり環境局 戦略企画部担当部長 戦略企画課担当課長 戦略企画課長 総務課担当課長 動物園課担当課長 環境活動事業課森づくり・緑化担当課長 南部公園緑地事務所担当課長	みどり環境局 戦略企画部長 戦略企画課担当課長 動物園課担当課長 南部公園緑地事務所担当課長 政策経営局 広報・プロモーション戦略課担当課長 港湾局 賑わい振興課長 脱炭素・G R E E N × E X P O 推進局 G R E E N × E X P O 推進課担当課長 公益財団法人横浜市緑の協会 緑化推進課担当課長

※各委員会ともに非公開とします。

11 評価項目

本プロポーザルで評価する項目は、次のとおりです。

評価項目	
1 業務実施体制	(1) 責任者・担当者の経験、能力 (2) 業務実施体制 (3) ワーク・ライフ・バランス等に関する取組 (4) 市内企業の活用について
2 業務実施方針	ガーデンネックレス横浜の理解度と趣旨に合った提案書の表現
3 効果的な広報・プロモーシ	提案の効果と実現性

ヨン活動	
4 各種イベントと連携した取組	提案の効果と実現性
5 回遊性につながる取組	提案の効果と実現性
6 多様な事業主体との連携	提案の効果と実現性

※評価項目 1 (3)、1 (4)を除くいずれかの項目で、最低点（0点）を付ける評価委員が一人以上いた場合には、その提案は失格とします。

※評価結果によりプロポーザルの特定を行います。

12 評価結果の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を結果通知書（「作成要領」様式 10）にて、令和 7 年 12 月 23 日（火）までに電子メールにて送付します。（着信確認の返信を行ってください。）

13 その他

(1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とします。

(2) 無効となるプロポーザル

ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

イ 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの

カ 虚偽の内容が記載されているもの

キ 本プロポーザルに関して評価委員との接触があった者

ク ヒアリングに出席しなかった者

(3) 関係団体との接触の禁止

本プロポーザル業務の提案書作成にかかる目的で、本市関係者との接触を禁止します。

(4) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) プロポーザルの取扱い

ア 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。

イ 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。

ウ 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することができます。

エ プロポーザルの提出後、委託者の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

オ プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とします。

カ 提出された書類は、返却しません。

(7) その他

ア プロポーザルに記載した担当者は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。

イ プロポーザルの作成のために実行委員会において作成された資料は、委託者の了解なく公表、使用することはできません。

ウ プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

エ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。

オ 特定されたプロポーザルを提出した応募者とは、後日、本要請書及び特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。

なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。

カ 参加意向申出書の提出期限以後又は指名通知の日以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

キ 令和7年度の業務価格は50,860千円（税別）を限度とします。

令和7年度の業務の履行状況に特段の支障がない場合には、令和8年度の業務を本プロポーザルの受託者に随意契約する予定です。（令和8年度の事業費見込みは85,470千円（税別））なお、令和9年度についても同様です。ただし、横浜市のガーデンネックレス横浜実行委員会の負担金に係る令和8年度及び令和9年度予算が議決されることを停止条件とします。

ク 提案書提出時には、ガーデンネックレス横浜2026について、令和7年度、令和8年度それぞれ参考見積書を提出するものとします。なお業務価格は、令和7年度（期間：令和7年12月中旬～令和8年3月31日）50,860千円（税別）、令和8年度（令和8年4月1日～令和8年12月中旬）41,650千円（税別）を限度とします。